

2026年3月16日

株主の皆様へ

京都府久世郡久御山町田井新荒見77番地
コタ株式会社
代表取締役社長 小田 博英

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年1月30日（金曜日）開催の取締役会において、2026年4月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を1.05株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

また、今回の株式の分割に伴い、当社の発行可能株式総数についても同じ割合で増加させるため、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水曜日）付をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を99,425,406株から104,396,676株に変更いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届けご住所にお送りいたします。
- 2026年4月1日（水曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名、単元未満株式の買取請求等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777（通話料無料）